

# 明け方の法

5/9  
福井

4

日々の生活で、実は憲法と関わりがある」と、意外と多いですが、実は法律の世界でい。「これって憲法のどの部分と関係があるの?」と、自由は「幸福を追求する権利」井井護士会憲法委員長の一話として、憲法第13条に島田広井護士に聞いてみます。

恋愛の自由は個人の尊厳

（「自分らしく」あること）

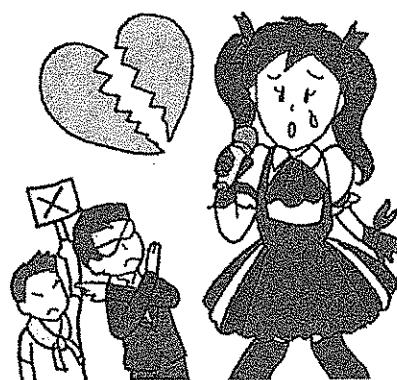
の「恋愛禁止」。恋愛が発覚に因る大事件なので、無限定

するところがますが、アイドルだから「恋愛禁止」と職場の規則は、憲法第13条に縛つてもいいのですか?

「人の心は縛れない」とい

## 幸福追求の権利保障

### アイドル恋愛禁止?



じゃから、恋愛そのものの「勤労」。ヨーロッパのある禁止は許されませんが、アイドルとしてのイメージや社会的信用を損なう具体的行為（例えば破廉恥な行為や不倫など）に限って禁止する契約

確かに、憲法第27条は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と定めていますが、近代以降の憲法は、国家権力を縛り、国民の基本

があると理解されています。勤労の「義務」の法的な意味は、働けるのに自分の意思で働かない人に対しては、憲法第25条に基づく社会保障につけてある程度制限すること

が許されるところだけにあります。勤労の「義務」の法的な意味は、働けるのに自分の意思で働かない人に対しては、憲法第25条に基づく社会保障につけてある程度制限すること

「これはあらあせん。

しまだ・ひねじーのの08年弁護士登録。福井弁護士会憲法委員長。一般民事を手がけつつ、医療事件、刑事再審事件、原発問題、消費者教育など

に取り組む。暮末期に福井藩と幕府の政治改革に奔走し、共和制にも傾倒していた横井小楠が



件

原発問題、消費者教育などに取り組む。暮末期に福井藩と幕府の政治改革に奔走し、共和

制にも傾倒していた横井小楠が